8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国においても課税することができる。（第二〇条関係）

9　この条約の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二一条関係）

10　日本国の居住者が納付するロシア連邦の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。ロシア連邦の居住者が納付する日本国の租税の額は、ロシア連邦の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二六条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

16　ロシア連邦が日本国以外の国又は地域との間で締結する租税条約に関して相互協議に係る仲裁規定を含めることに合意する場合には、この条約に仲裁の規定を加えるための改正議定書を締結すべく速やかに交渉を開始すること等を規定する。（議定書関係）

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第六号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約

日本国政府及びロシア連邦政府は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　復興特別所得税
(iv)　地方法人税
(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）